国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release
「世界の北海道」を目指して
ー北海道総合開発計画ー
ウポポイ
NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間
令和３年７月２１日

違反車両２台の運転手に指導を実施

特殊車両の取締りを行いました（今年度２回目）

小樽開発建設部では、道路を違法に利用している車両を排除し適正な利用を促進するため、下記のとおり特殊車両（一定の重さ・大きさを超える大型車両）の取締りを行いました。
計測車両６台のうち２台で違反が確認されたため、当該車両の運転手に対し、指導を実施しました。

無許可又は通行許可条件に違反した特殊車両は、交通上の支障となり重大な事故を引き起こす可能性がある上、橋や路面舗装を傷つけたり、道路附属物の破損を起こす一因となっています。
特に、重さを違法に超過した車両が道路の劣化に与える影響は非常に大きく、国土交通省では「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」(※)に基づき、違反者対策の強化を進めています。
小樽開発建設部では、皆様に安心して道路を使っていただけるよう、今後も特殊車両の取締りを進めていきます。

記

１　実施日時　令和３年７月１２日（月）　１３：３０　～　１５：３０
２　実施場所　一般国道５号　小樽車両計測所（小樽市新光）
３　取締結果　計測車両　全６台　うち違反車両　２台
（違反車両の内訳）　無許可　２台
（指 導 の 内 容）　警告書交付　２台

ShiriBeshi
「世界の後志」を目指して

【道路管理者からのお願い】
特殊車両の運行に携わる方におかれましては、特殊車両通行許可制度への一層の御理解と御協力をお願いしますとともに、申請手続についてお気軽に申請窓口（札幌開発建設部：011-611-4160）まで御相談ください。
※「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」は国土交通省ホームページで御覧いただけます。　https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

【問合せ先】　国土交通省　北海道開発局　小樽開発建設部
公物管理課　課長　西田　宙史（電話 0134-23-5259）
公物管理課　課長補佐　諏訪弥貴子（電話 0134-23-5259）
小樽開発建設部ホームページ　https://www.hkd.mlit.go.jp/ot/

第２回　特殊車両取締実施状況

・運転手への説明

・寸法測定状況

「特殊車両通行許可制度」とは

【道路】
国民の財産として大切に使うもの

【道路法・道路構造令】
- 道路の大きさ、強度は一定の基準で造られています。
- 基準は時代とともに改定されており、古い橋等では補修が必要になっているものもあります。

道路の規格を超える車両が存在する

【車両】
社会・経済活動に必要不可欠なもの

【道路運送車両法・道路運送車両の保安基準】
- 大きさ・重さは本来、道路の基準と整合させています。
- しかし、その基準を超える自動車も一定の要件を満たせば自動車として認められます。

道路と車両との間に調和をもたせるために「**特殊車両通行許可制度(※)**」があります。
※一定の基準を超える大きさの車両の通行にあたって、道路構造の保全又は交通の危険防止のために必要な条件を附して許可

「特殊車両」に該当する車両

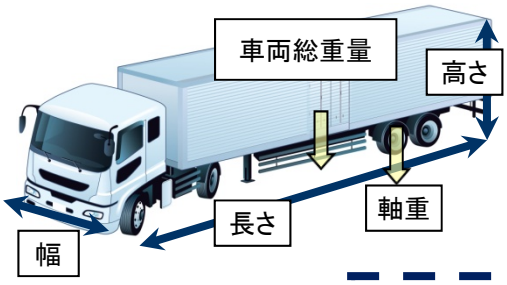

車両の大きさ、重さは、関係する法律等で下表のように決められています。

	道路の構造による限度（車両制限令等）	参考 道路運送車両の保安基準	参考 道路交通法
長さ	走行（連結・積載）状態で12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。	自動車単体で12m ※「単体」なので、トラクタとトレーラは別扱いとなります。（それぞれが12mまで）	積載状態で自動車の長さの10%を超えた貨物のはみ出しは不可 他の車両を牽引する場合は25m
幅	積載状態で2．5m	自動車単体で2．5m	積載状態で貨物のはみ出しは不可
高さ	積載状態で3．8m （一部道路では4．1m）	自動車単体で3．8m	積載状態で3．8m （一部道路では4．1m）
総重量 （車＋乗員＋荷物）	積載状態で20t （一部道路では車両の構造に応じて最大25t）	原則20t ただし自動車の構造に応じて最大25t	積載物の重量は自動車検査証等に記載の最大積載量を超えてはならない
軸重(※)	積載状態で最大10t	最大10t	規定なし

どれか1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要になります。

※軸重とは、1つの車軸にある全ての車輪を通じて道路面に加わる荷重の総和

「特殊車両通行許可」申請と許可

- **車両を通行させようとする者**（荷主、運送事業者等）またはその代理人（行政書士等）が申請できます。
- 道路管理者（国・地方自治体・高速道路機構等）は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して**「技術的・物理的な観点」**から申請された経路を通行可能か否かの判断（審査）を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者（例えば国道事務所）で**一括して手続き**（他の道路管理者との協議を含む。）を行っています。

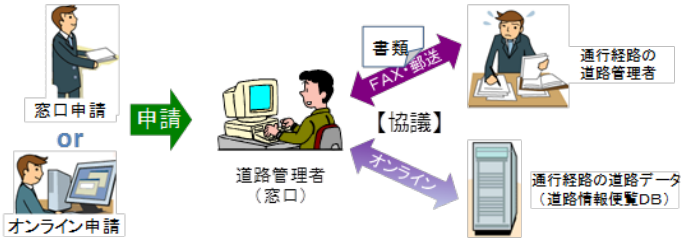

【ポイント】

➢**道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請**をする場合、**「協議」に要する実費として手数料**が必要。
（※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。）

➢許可期間は、車両や貨物の大きさ、重さ及び通行形態（1回の走行のみか、反復的な走行か等）により**2年まで**。
（※ETC2.0車載器登録を受けた者及びGマーク認定事業者かつ優良事業者に限り**最長4年まで**。）

➢詳細は右記のURLをご参照ください。 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/

「特殊車両通行許可」に関して気をつけていただきたいこと

!!自動車検査証記載の「最大積載量」「車両総重量」以下の重量でも許可できない場合があります。

→通行経路の途中に強度が弱い（旧基準により設計された、又は重量制限違反車両の走行等により損傷した）橋がある場合は許可できないことがあります。
※ただし、迂回ルートによる申請や貨物を分解して積載重量を減らした申請によって許可できることもあります。

重量制限超過は、国民の財産である橋にこれだけの負担をかけています

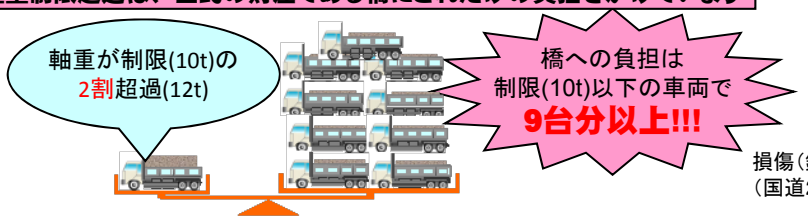

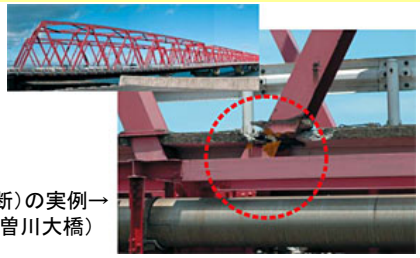

損傷（鋼材破断）の実例→
（国道23号 木曽川大橋）

!!許可された経路及び許可に附された条件による走行が必要です。

→許可は、車両や経路を限定して一定の条件のもと走行を可能とするものです。許可にあたっては、橋等への負荷を軽減させるために、あるいは交差点折進時における対向車両の安全等を確保するために前後に誘導車を配置する措置や、交通量の少ない夜間に通行する措置等を条件として附す場合があります。
これらを守らずに通行した場合、罰則の適用を受けることがあります。（道路法第103条第5号）

!!繰り返し違反があった場合、違反者に関する情報の公表を開始します。

→平成25年3月より、繰り返し違反を行った場合、是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、その違反者の名称や違反内容等を公表します。